

第二百十二回国会 衆議院 地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録 第四号

令和五年十一月二十四日(金曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 谷 公一君

理事 井上 信治君

理事 黄川田仁志君

理事 坂本祐之輔君

理事 一谷勇一郎君

理事 石田 真敏君

理事 木村 次郎君

理事 小林 史明君

理事 橋 慶一郎君

理事 谷川 弥一君

理事 土井 亨君

理事 橋本 岳君

理事 柳本 顕君

理事 堤 かなめ君

理事 緑川 貴土君

理事 赤木 正幸君

理事 佐藤 英道君

理事 西岡 秀子君

理事 土田 慎君

理事 中川 郁子君

理事 保岡 宏武君

理事 梅谷 守君

理事 福田 昭夫君

理事 森田 俊和君

理事 伊東 信久君

理事 吉田久美子君

理事 高橋千鶴子君

理事 阿部 哲也君

理事 土田 慎君

理事 木村 次郎君

理事 梅谷 守君

理事 吉田久美子君

理事 浮島 智子君

同日

辞任

木村 次郎君

梅谷 守君

吉田久美子君

十一月二十日

現行の健康保険証の存続を求める意見書(札幌市議会(第二七六三号))

健康保険証を廃止しないよう求める意見書(宮崎県綾町議会(第二七六四号))

これからの人づくりに向けた対策の充実・強化を求める意見書(茨城県議会(第二七六五号))

産前・産後サポート、産後ケア体制の支援強化を求める意見書(岩手県議会(第二七六六号))

児童虐待対応等における体制強化の実現を求める意見書(大阪府議会(第二七六七号))

地方の中小企業・小規模事業者及び農林水産業におけるデジタル化支援の充実を求める意見書(岩手県議会(第二七六八号))

保育所等の職員配置基準改善を求める意見書(岩手県議会(第二七六九号))

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書(神奈川県秦野市議会(第二七七〇号))

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書(佐賀県みやき町議会(第二七七一号))

マイナンバーカードの安全と信頼の確保の取組を求める意見書(静岡県議会(第二七七十二号))

若者及び子育て世代への経済的支援の強化を求める意見書(岩手県議会(第二七七三号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件  
物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案起草の件

○谷委員長 これより会議を開きます。

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件について調査を進めま

す。この際、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案起草の件について議事を進めま

す。本件につきましては、先般各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

この際、委員長から、本起草案の趣旨及び内容につきまして御説明申し上げます。

今般、政府は、物価の高騰の影響を受けた生活者等に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせ必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、令和五年度の補正予算により、重点支援地方交付金を追加することとしたところであります。

本起草案は、この令和五年度の補正予算による住民税非課税世帯等に対する七万円を上限とする給付金のほか、今後、物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として、国の交付金等を財源として地方公共団体から支給される給付金について、その支給を受けることとなつた者が自らこれらの物価高騰対策給付金を使用することができるようにするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、物価高騰対策給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、給付金として支給を受けた金銭等の差押えを禁止することとしております。

第二に、租税その他の公課は、物価高騰対策給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○谷委員長 本件について発言を求められておりますので、順次これを許します。坂本祐之輔君。

○坂本(祐)委員 私は、立憲民主党・無所属を代表して、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案について発言をさせていただきます。

本法律案により、今回の令和五年度の補正予算による住民税非課税世帯等に対する七万円を上限とする給付金を差押禁止等の対象とするほか、今後、物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として支給される給付金については、別途立法措置なくして差押禁止等の措置を講ずることが可能となります。

しかし、このことにより、迅速に対応することができるようになる一方で、政府の判断の妥当性を立法府としてチェックしがたくなるおそれが懸念をされます。

委員の異動  
十一月二十四日  
辞任  
福田 達夫君  
山井 和則君  
浮島 智子君  
補欠選任  
木村 次郎君  
梅谷 守君  
吉田久美子君

デジタル大臣政務官  
兼内閣府大臣政務官  
衆議院調査局地域活性化・  
子ども政策・デジタル社会  
形成に関する特別調査室長  
阿部 哲也君

地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第四号

令和五年十一月二十四日

第二類第八号

本法律案は、差押禁止等の対象とする給付金について、政府にその判断を白紙委任するものではありません。差押禁止等の対象となる給付金を法律の委任に基づき具体的に省令で定めるに当たっては、あくまでも今回の立法の趣旨を逸脱しないよう留意することを求め、私の発言とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○谷委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました差押禁止法案について、一言意見を述べます。

七万円はいつ出るのかと地域でよく声をかけられます。賃金も年金も上がらない中、重くのしかかる物価高騰に多くの国民が悲鳴を上げているのが実態です。今回、速やかに給付をするともに、せつかくの給付金が差押えされないよう措置をするのは当然のことです。

新型コロナウイルス感染症以降、低所得世帯等への臨時的な給付金はこれまで九回実施され、その都度、差押禁止等の立法措置が行われてきました。今回のような法律に基づかない給付金は、支給のたびに立法措置が必要となり、今後考え得る追加の物価高騰対策の給付金についても、法案を出さずとも省令によって同様の措置を取ることを新たに加えたものです。いずれも必要な措置であると考えます。

一方、児童手当法第十五条、第十六条がそうであるように、あらかじめ、法律に基づく手当、給付金等は差押禁止等が法定されています。ところが、口座に入れば一般の預金残高と区別がつかないとして、自治体が児童手当から学校給食費等の滞納分を相殺するといった事実があり、判例も分かれています。

入金時期や入金元、金額などにより、明らかに給付金と分かるものであることから、当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し

押さえることができないという法律の趣旨が貫かれるよう、関係者への徹底をお願いしたいと思います。

今回の給付金は、七万円はあくまで上限であり、地方自治体が議会で詳細な制度設計を組む必要があります。今夏の三万円の給付金の際にも、自治体の対応や周知が遅れて、対象となる人が受け取れなかった事実があります。

また、生活保護費として収入認定しないということも、給付と同時に考え方を示していただきたいと思えます。要望しておきます。

以上、財源の在り方、必要な方にきちんと届く仕組み、自治体の負担を軽減することなど、総合的に検討できるように、国会でも、今後、議論の場を保障すべきと考えます。

○谷委員長 これにて発言は終わりました。(拍手)

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております草案を物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律

〔趣旨〕

第一条 この法律は、物価高騰対策給付金の支給を受けることとなった者が自ら物価高騰対策給付金を使用することができるよう、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等について定めるものとする。

〔定義〕

第二条 この法律において「物価高騰対策給付金」とは、次に掲げる給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下この条において同じ。）をいう。

一 物価が高騰している状況に鑑み、令和五年度の一般会計補正予算（第一号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し七万円を上限とする給付金を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金

二 前号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当する給付金であつて、その支給を受けることとなつた者が自ら使用することができるようにする必要があるものとして内閣府令・総務省令・財務省令で定めるもの

イ 物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として支給されるものであること。

ロ イの支援を必要とする個人又は世帯として内閣府令・総務省令・財務省令で定めるものに対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金又は交付金を財源として都道府県、市町村又は特別区から支給されるものであること。

(差押禁止等)

第三条 物価高騰対策給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 物価高騰対策給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

(非課税)

第四条 租税その他の公課は、物価高騰対策給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた物価高騰対策給付金(第二条第一号に掲げるものに限る。)についても適用する。ただし、第三条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなつた者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。